

那覇市公共下水道施設緊急修繕工事業者の登録要領

令和5年度から令和6年度的那覇市公共下水道施設緊急修繕工事業者に登録を希望する方は、「那覇市公共下水道施設緊急修繕工事業者登録申請書」及び必要書類を添えて提出して下さい。

1 受付期間

令和5年2月1日（水）～令和5年2月16日（木）（ただし土・日・祝日は除く）

※郵送でのみ受付（2月16日消印有効）

2 送付先

〒900-0006 那覇市おもろまち1丁目1番1号

那覇市上下水道局 下水道課 管理第一係

3 工事内容

公共下水道施設の破損等に係る緊急修繕工事（原則、工事1件当たり130万円以下）

※公共下水道施設とは雨水施設と污水施設の双方を含む。

雨水施設・・・雨水本管、雨水人孔、排水路等

污水施設・・・污水本管、污水人孔、污水枳、取付管等

4 那覇市公共下水道施設緊急修繕工事業者に登録を希望する業者は、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 市内に本社を置く、業種：土木、格付：B・C・Dの業者。

(2) 那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規程第6条に規定する令和5・6年度那覇市建設業者格付名簿に登録予定業者。（※不合格の場合は登録不可）

(3) 24時間、緊急時に対応可能であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(5) 原則として1年以上の下水道工事の経験を有し、現場で指揮監督ができる技術者を配置できること。

(6) 1級土木施工管理技士若しくは1級建設機械施工技士又は2級土木施工管理技士(土木に限る)若しくは2級建設機械施工技士の資格保有者を配置できること。

5 登録業者の選定・決定

那覇市公共下水道施設緊急修繕工事業者の登録定数は30社とする。

申請が30社を超えた場合、公開抽選により選定する。公開抽選は、登録申請業者の審査合格者の中から10名程度の代表立会人を選任し行う。那覇市道路施設緊急工事業者への重複応募及び登録は可能とする。

6 修繕工事業者登録説明会

今回は、説明会は開催しません。

令和5年3月1日～令和5年3月31日（金）の期間、登録された業者宛てに説明資料を郵送しますので、熟読ください。

7 登録の通知

登録された業者には、那覇市上下水道事業管理者より、那覇市公共下水道施設緊急修繕工事業者に登録された旨を通知する。（登録期間は2年度とする）

8 下水道施設緊急修繕工事の依頼等

下水道課は、所管する施設の緊急修繕工事の必要が生じた場合、速やかに調査のうえ、登録業者に緊急修繕工事の施工を依頼する。この場合において、工事費の積算は、原則として標準積算、公共工事実施設計単価によるものとする。

工事施工の依頼を受けた登録業者は、図面・数量・現場を確認のうえ、見積書を提出する。

9 緊急修繕工事の進め方

工事施工を請負った登録業者は、速やかに、図面、工事着手届、保険関係書類その他必要書類を提出し承認を受け工事着手する。工事完成後は工事完成届を提出し、検査を受けるものとする。

10 支払い

検査に合格した工事の請負代金については、業者から支払請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

令和5年1月16日

那覇市上下水道局上下水道部下水道課
電話番号：941－7808（直通）
FAX 番号：941－7828